警察において身体を拘束されている者の食料に関する規程

昭和 37 年 4 月 18 日 警察本部訓令第 7 号 警察本部長

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規程を次のように定める。

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規程

警察において身体を拘束されている者の食料の額は、1食410円を上限とする。

ただし、病気その他特別の事情があるときは、埼玉県警察本部長は、この額を超えることができる。

一部改正〔平成 19 年第 7 号、26 年第 11 号〕

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則(昭和38年3月31日警察本部訓令第5号)

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年3月26日警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年3月31日警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年3月31日警察本部訓令第3号)

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年5月5日警察本部訓令第11号)

この訓令は、昭和42年5月5日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則(昭和43年6月20日警察本部訓令第19号)

この訓令は、昭和43年6月20日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則(昭和44年4月10日警察本部訓令第11号)

この訓令は、昭和44年4月10日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則(昭和45年5月12日警察本部訓令第16号)

この訓令は、昭和45年5月12日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則(昭和46年5月20日警察本部訓令第12号)

この訓令は、昭和46年5月20日から施行する。

附 則(昭和47年5月20日警察本部訓令第14号)

この訓令は、昭和47年5月20日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(昭和 48 年 5 月 23 日警察本部訓令第 12 号)

この訓令は、昭和48年5月23日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年5月7日警察本部訓令第14号)

この訓令は、昭和49年5月7日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年10月24日警察本部訓令第19号)

この訓令は、昭和 49 年 10 月 24 日から施行し、昭和 49 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和50年4月28日警察本部訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年10月23日警察本部訓令第17号)

この訓令は、昭和50年10月23日から施行し、昭和50年9月1日から適用する。

附 則(昭和51年5月22日警察本部訓令第10号)

この訓令は、昭和51年5月22日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年4月1日警察本部訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日警察本部訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年3月16日警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月29日警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月30日警察本部訓令第12号)

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月26日警察本部訓令第7号)

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月9日警察本部訓令第5号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月28日警察本部訓令第5号) この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月15日警察本部訓令第6号) この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月8日警察本部訓令第5号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月11日警察本部訓令第7号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月28日警察本部訓令第9号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月9日警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月31日本部訓令第9号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年2月25日警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月3日警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月4日警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月25日警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月13日警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月28日警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 26 日警察本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月2日警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成19年3月2日から施行する。

附 則(平成26年3月5日警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。